

学校図書館部会報 50

発行日：2016年1月10日

発行者：日本図書館協会 学校図書館部会（部会長：高橋恵美子）

連絡先：〒252-0318 神奈川県相模原市南区上鶴間本町 6-7-3-303

Tel. 042-743-1449 (Fax 共通) E-Mail: gakutobukai@jla.or.jp

I N D E X

特集『学校図書館部会報』第50号の発刊に寄せて

祝『学校図書館部会報』第50号発刊—『学校図書館部会報』は歴史の証人—

	森 茜	2
36,000人の専門職員集団をめざして	塩見 昇	3
学校図書館部会に期待すること	松岡 要	3
学校図書館部会に期待すること	松尾満里子	4
ガンバレ！JLA学校図書館部会	飯田寿美	5
学校図書館部会に期待すること	谷口初江	6
学校図書館部会の皆様へは感謝しかありません。	山上孝治	6
学校図書館部会との関わり	勝山万里子	7
学校図書館部会に期待すること	谷嶋正彦	7
『学校図書館部会報』記事一覧	学校図書館部・幹事会	9

第101回 全国図書館大会報告

全体会・第4分科会・第5分科会	高橋恵美子・松本美智子	14
文部科学省「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置		
	中村 崇	16
2015年度第44回『夏季研究集会報告集』発送・販売のお知らせ		17
JLA「学校図書館職員問題検討会」の報告	中村 崇	18
『学校図書館関係資料集2』発行のお知らせ		19
カンパのお願い	学校図書館部・幹事会	20
部会規程改正案について（幹事会から報告）		21
お詫びと訂正（部会報49号12ページ）		21
部会からののお知らせ		22

特集『学校図書館部会報』第50号発刊に寄せて

- 1983年1月に、部会員を結ぶ情報紙として創刊した『学校図書館部会報』はこの度、50号を数える節目を迎えました。
- 皆さまからお寄せいただいたメッセージとともに、創刊号から本号までの主な記事一覧を掲載して紹介します。

祝『学校図書館部会報』第50号発刊

—『学校図書館部会報』は歴史の証人—

森 茜(公益社団法人日本図書館協会理事長)

『学校図書館部会報』50号発行おめでとうございます。

日本図書館協会には、現在、6つの部会(公共図書館部会、学校図書館部会、大学図書館部会、短大・高専図書館部会、専門図書館部会、図書館教育部会)があり、約6,000の会員(個人会員約3,500人、施設会員約2,500人)は、原則としていずれかの部会に所属して活動することとなっています。その中で、学校図書館部会は最も活動の活発な部会です。

学校図書館部会が毎年夏に行う夏季研究集会は学校図書館関係者の現場の方々が多く集う質の高い研究集会として定評があります。その内容は、50号を迎える『学校図書館部会報』に、毎回、詳しく紹介され、学校図書館の問題が那边にあるかについて学校図書館以外の人々にも広く理解と情報をひろめさせる役割を果たしています。

今回50号を迎えた学校図書館部会の部会報は、単なる部会の活動状況報告に収まりきらない大きな力をもっていると思います。

たった一つの部会の活動報告である『学校図

書館部会報』がそのような大きな力を発揮する要因は、どこにあるのでしょうか。それは、前述で紹介したような、この部会の行う研究集会や様々な催しをととても丁寧にかつかなり詳細に採録して、収載している点にあると思います。それゆえ、たまたまその催しに出席できなかった人やなかなか出席できない遠方の会員にも、“学校図書館の今”の課題と議論がとてもよくわかるのです。

それゆえ、『学校図書館部会報』を繰って読み重ねると、我が国の学校図書館をめぐる行政の変遷が如実にわかります。そして同時に、日図協を中心とする学校図書館の現場の人々が、どのようににかかわり、どのように取り組んできたかが、手に取るようにわかります。つまり、『学校図書館部会報』には、学校図書館に係る歴史がみっちり詰まっているのです。

『学校図書館部会報』をここまで育ててきた関係者各位に敬意を表するとともに、今後の学校図書館部会の一層の活動と部会報の継続を願って、お祝いとさせていただきます。

36,000 人の専門職員集団をめざして

塩見 昇(前日本図書館協会理事長)

2014 年 6 月の法改正により初めて学校図書館に「学校司書」という「専門家」が法定された。正確に言えば、専門家として制度化する起点がつくられた、というべきだろう。それを真に「専門家」の法定といえるものにする重要な岐路が現在である、ということである。

学校図書館の「人」については、公共や大学など他の館種の場合と非常に異なる側面をもってこれまで推移してきた。図書館であってその職務を担う人がほとんどの学校において不在であるという状態を長く重ねてきており、配置をされても一人職場という様態がまず通常である、というのが学校図書館である。

そのことは、学校図書館職員の場合、公共や大学とは違った展開の可能性を将来において秘めている、ということの意味する。長く人のいない図書館だった学校図書館であるが、図書館には人の存在が欠かせないという極めて当たり前のことが、当然のこととして認知されれば、ゼロイチなのだから、一気に全学校数＝3 万 6 千人の専門家が現出することになる。そ

の数は、公共図書館職員数（非正規、派遣等を含めて）に匹敵し、大学図書館員数の 2 倍以上である。これだけの新たな職員（数の上では半分近くがすでに学校にいることにはなっている！）が登場し、学校図書館部会を構成することがあり得るのである。

もちろんそうなるための課題は大きい。ゼロイチかの人の内実を、単に学校図書館にいる人ではなく、学校図書館が教育に果たす役割、使命を担い、学校のスタッフとして図書館の教育力を発揮し、教育活動に協働できる人たらしめ得るかどうかであり、そうあるような要件を備えた人をすべての学校に、いかにして学校図書館員として配備するかである。そのことに見通しを付けることが、2014 年法改正が後に託した宿題である。

36,000 人の専門家を新たな仲間として迎え入れることのできる組織として、部会報が 50 号を迎えた学校図書館部会が、いまこの時期に力を注ぐべき課題に尽力し、一層大きく発展していただくことを期待したい。

学校図書館部会に期待すること

松岡 要(前日本図書館協会事務局長)

すべての館種に共通している最も重要な課題は、図書館員の問題であり、それは専門性の内実とその蓄積・深化を保障する雇用形態の問題です。これは何時の時代でも共通している課題と言えますが、今はとりわけ強調すべきときだと思っています。学校司書が「制度化」されたこと、および 90 年代後半から露骨になってきた「構造改革」政治はすべての館種の図書館員体制を劣化させ、サービスの後退を招いたから

です。

新たな「段階」に直面している学校司書の制度化の取組みには、すべての館種の進展につながるようにしたいものです。その検討、取組みの根底には、自治と直接管理を置くべきです。

この間の図書館の政策的な動きをみると、法や政府への過度な期待と民間委託の許容があります。これらはどなたも首肯はしていないことだと思っていますが、論議を主導している研究

者の現場の実態を軽視した言説にはとりわけ厳しくたしなめるべきだと思っています。

学校図書館の専任職員配置は、歴史的にみれば自治体の独自の施策で行われてきたことです。教員を含む現場と地域の運動があり、それに自治体が応えたものです。学校の事務職員は自治体が独自に採用、措置できることですから、着実な広がりを見せました。しかし政府はこれに対して何らの措置もせず無視してきました。そのようなことから、已むに已まれず法改正を求める動きになったと理解しています。しかしこれは、自治体の独自施策の広がりを抑える結果を招くこと、それぞれの自治体の実状にそった図書館づくりにとってどうか、懸念をいだきます。政府に求めるべきことは自治体の施策を支援することです。教育の条件整備義務を果たさせることこそ必要と思います。かつて大規模校の事務職員増員について、学校図書館要員を理由に挙げたことがありましたが、こういった定数、財源の措置こそ求めるべきです。

学校司書を置く法改正はなされましたが、その内実、それを保障する財源等は不明です。

“飽を求めたら礫” になりかねません。昨今の政府の施策から十分予想されることです。本来教育や図書館は自治の理念で行われるべきことですから、政府施策がまとまったとしても、学校図書館進展の妨げになりかねないと思っています。

文部科学省の“協力者会議” なるところが検討していますが、そこには公立図書館の管理を受託している企業代表が参加しています。このことひとつみても、推測できることです。

企業による公立図書館の管理を肯定どころか、賞賛している研究者がいます。図書館のあり方、日本の図書館行政制度、管理委託の現実等を踏まえた論を何ら提示することなく、“社会の変化” などという中身の無い抽象的な評価の分かれるフレーズを使っています。

日本図書館協会は原則、基本を言い続けることが重要であり、実際への適用はそれぞれの現場の判断です。それを持ち寄り、交流し、より進展させていく場の提供がもうひとつの役割だと思っています。

学校図書館部会に期待すること

松尾満里子（元高校司書・長崎県）

J L Aの会員になって40年位になると思う。その間ずっとこの部会に所属していたことになる。地理的にも遠く、各種催しにもなかなか参加できないが、当初から全国S L Aとは異なるものが発信されているようで、そこが好ましかった。

今までもそうだったと思うが、「学校図書館も図書館である」ということをこれからも内外に発信し続けて欲しい。そして、そこで働く学校司書も図書館員であるという、抛り所みたいなものも明らかにしていってほしい。

学校司書はほとんど一人職種なので、迷っ

た時、困ったとき、不本意な折り合いをつけねばならない時、すぐに相談できる人がいない。学校現場は発達段階途上にある子どもたちを守るという観点から保守的になる場合もあり、「図書館の自由」精神と対立することもある。

私は先頃長崎県内の小中学校の学校司書20数人と話す機会があったのだが、電算化していることもあり、予想以上に子どもたちの貸出冊数を担任に知らせていることが分かった。ある人は「評価の参考にして貰うため学期毎に個人貸出統計を担任に報告している」と記述していた。その学校司書は子どもの長所を知らせてい

るつもりだろうが、「評価」という文字を見たときギョッとした。公共図書館を経験した人や若い人は督促状の書名記入も含めこちら辺は抵抗感が強い。しかし、断ると自分がいない時に書名まで覗かれそうとか、仕事を拒否しているとか思われそう、書名が書いてないと本人も忘れていて督促しようがないとか言われ、どこかで折り合いをつけている。個々の貸出数を知らせるのが学校司書の仕事の一つという意識が蔓延すると、職場で揉めたくないという気持ちもあり、利用者の秘密を守

りがたくなってしまう。

具体的にどうすればいいという提案はできないのだが、図書館員という立場で、学校の中に「自由」という風を吹かせられたらいいと思う。学校図書館が注目されるにつけ、学習指導要領の縛りとか、学力アップのためとか、図書館活動が窮屈になってきている。図書館の持つ自由な広がりや、そこで働く人たちにも忘れられないような、発信をしていってほしい。



ガンバレ！JLA学校図書館部会

飯田 寿美（兵庫県）

2007年3月3日、JLA学校図書館部会に入っている関西のメンバーが中心になって、初めて【近畿ブロック集会】を開催しました。会場の大阪市立中央図書館には思いがけない名残り雪に濡れながら、60人の定員一杯の方たちが集まってこられました。タイトルは、「今、学校図書館は～JLA学校図書館部会メンバーとして考える～」。チラシには「いろいろな組織や研究会に所属して日々研鑽を積んでいる私たちですが、JLA学校図書館部会員として共に考え話し合うチャンスは、今までありませんでした。そこで、学校図書館の実情について、現場の実践に学び、日本の現状を把握し、さらに世界にも視野を広げて、一緒に考え話し合う場を持ちたいと、下記のような計画を立てました」とあります。司書教諭発令から5年、自分たちの足元をきちんと見つめようと思った時に、どうしてもこうした会を開きたいと思ったのです。その日、挨拶の中で「JLAはいろいろな図書館の人が参加しているところに意味がある。ほかの図書館から学ぶだけでなく、学校図書館のことをほかに知らせていくこともできる」と、私は申し上げました。

JLAもその後いろいろありましたが、JL

Aへ期待するものは変わりません。そして、学校図書館部会も同じです。今、地道に夏季研究集会を続けながら、自由委員会や図書館情報学教育部会などと一緒に研修の機会を企画されているのは、きっと大変なご苦労があるとは思いますが、学校図書館をほかに知らせるという意味でとてもいいことだと思っています。ワーキングプアと言われるような非正規が増えて、JLA自体も会員が減り、見るからに高齢化しています。図書館で働くものが館種を超えて、この情報化社会に図書館は何ができるのか、何をすべきなのかを考えて、社会全体に伝えていくことが、どうしても必要だと思います。

でも、私は何よりも若い図書館人に、図書館はすごいぞ！と伝えたいのです。図書館は民主主義社会になくてはならないインフラであり、私たちは人権にかかわる仕事に携わっているのだという思いです。思いだけでは食べていけないぞという声も聞こえてきますが、思いがなくては良い仕事も楽しい仕事もできないでしょう。

今できることをしていきたいと思っています。頑張るJLA学校図書館部会と共に。

学校図書館部会に期待すること

近年、市民運動や学校現場の要請、学校司書法制化により様々な自治体が学校司書を配置し始めました。学校司書配置にあたり、北海道では各地の公共図書館が教育委員会から依頼され配置に関する実務の立案、研修等を担っていますが、公共図書館は授業支援や職員会議などの学校の現状を知らないために、配置された司書が学校現場で多くの問題を抱えています。もちろん、学校側も管理職などがフォローできればいいのですが、学校図書館に関して残念ながら理解が不十分なために難しいのが現状です。

しかし、公共図書館の担当者が学校図書館を理解し、教育委員会や議会に働きかけ成功している自治体もあります。このような現状を知り、公共図書館に学校図書館をしっかり理解して

谷口初江(釧路明輝高等学校司書)

欲しいと願う思いがあります。同じ図書館として、子どもたちの育ちにかかわるものとしてお互いを知り、つながりを持ちあうことがこれからはますます必要となるのではないのでしょうか。

学校図書館に関する団体として学校図書館問題研究会や学校図書館協議会がありますが、公共図書館と積極的に橋渡しができるのは日本図書館協会の学校図書館部会ではないかと思っています。そのためにも公共図書館部会などのもっと積極的なかかわりを期待します。

最後に「学校図書館も図書館」であるためには他の図書館との連携がスムーズにできるようになることを願います。



学校図書館部会の皆様へは感謝しかありません。

日本図書館協会学校図書館部会へは、就職と同時に入会しましたので今年で16年目の部会員になります。京都で部会研究集会が開催された際には地元スタッフの一人として参加させていただきました。その折りに同地区の司書の皆さんと知り合えたことが部会に入会しているの一番の宝となっています。

学校図書館はどこも少人数の職場で、困ったことが出るとよその学校の司書さんに連絡をとって尋ねるといったことが多いので、近くに電話をしやすい方がいらっしゃるというだけで、とても心強いです。JLA以外の研修会等で

山上孝治(京都明德高等学校)

も、学校図書館部会で知り合った方に会えるとは嬉しいことです。

部会報への寄稿もせず、総会や遠方の研修会への参加もほとんどしないようなただの読者状態の会員ですが、他校の司書の方との「線」があるというのは実に有りがたく、参加させていただいております。役員の皆様の多大なご尽力のおかげでこのようないい加減な会員にも様々な有益な情報をお届けいただき、大変感謝しております。研修会等、また皆さまにお会いできる機会を楽しみにしております。

学校図書館部会との関わり。

勝山万里子（茨城県立水戸第二高等学校司書）

私と学校図書館部会との大きな関わりは、平成22年第39回夏季研究集会東京大会である。当時取り組んでいた「生徒によるブックトーク」を発表させて頂いた。

本を読まない生徒に対して何をしたらよいかと悩んでいた時に、学芸大学小金井小学校での取り組みを知った。小学生にできるなら、高校生にもできるだろうと司書教諭に相談し、実践して2年が経つ時であった。生徒が本をよむきっかけになったらと始めたものだが、想像以上の収穫があった実践である。単に「本を読むきっかけ」どころではなく、生徒自身が自らの心の内を見詰め興味を探り、その興味の先に本があることを知っていったのである。また、生徒一人一人へのレファレンスをすることで、私自身も生徒の内面を知り、発表まで関わることで、生徒の変容を見ることができた。

それらのことをまとめて発表したのだが、この大会は単なる発表には終わらなかった。会場とのやりとりの中で、自分でも気が付かなかった「生徒によるブックトーク」が持つ更なる可能性や深さを知ることが出来たのだ。その事に気づかせてくれたのは聴衆として来てくださって、自身の深く豊かな経験をもとに発言して

下さった図書館部会の皆様方であった。あの法政大学での学び多く濃密な時間は、今でも忘れることが出来ない。その時のアドバイスやご意見を元に、様々な場所での研修を重ね、転勤するまで「生徒によるブックトーク」に関わることができた。

また、この時、「中学校における読書へのアニメーション」を発表された慶応義塾普通部の鈴木淑博先生が「僕のところででもやってみる」とおっしゃって早速9月から実践を始められた。その後、何年か交流をさせて頂き、都会的でスタイリッシュな発表を学ぶことができた。

大会後、長谷川優子さんから「印象的なレファレンスがあったでしょう」と声をかけて頂き、この時の生徒とのやりとりを図書館雑誌「レファレンス三題」に掲載させて頂いた。たくさんのレファレンスを思い出し、まとめる作業をすることで、改めてこの実践の深さと可能性に気が付いたこともありがたかった。



学校図書館部会に期待すること

谷嶋正彦（大阪信愛女学院図書館）

私が学校図書館部会と関わりを持ったのは、第27回夏季研究集会（1997年）を大阪で開催した時に「学校図書館を考える会・近畿」が中心に実行委員会を構成しその一員になったことが始まりでした。この夏季研究集会は、「小

学校図書館の実践から職員の専門性を探ろう2」をテーマに全体会と分科会もある盛大な会でした。参加者があまりにも多く会場定員をオーバーしたため、後で係りの方から大層なお叱りを受けたことが忘れられない思い出になって

います。

2014年6月に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、「学校司書」が法律に位置付けられました。また、大学入試制度改革の柱として、「思考力」の重視が打ち出されたことにより、これまでになく学校図書館・学校司書・学校図書館を活用した探究型学習などがいま注目を集めていると思います。

前述の夏季研究集会から既に18年が経過していますが、この間、自治体の努力により不安定な身分ながら多くの学校図書館に“人”が採用され、様々な実践が報告されてきました。しかしながら、学校司書の専門性は何処まで明らかになり社会に広まったか、はなはだ心もとない現状にあるのではないのでしょうか。

全国の学校において、専任・専門・正規の学校司書が中心となり学校図書館を運営できる

ような環境になるよう、学校図書館部会として、さらに取り組んでいただくようお願いいたします。

日本図書館協会は、「日本の図書館を代表する総合的な全国組織として、図書館の成長・発展に寄与する活動を展開している。」と日本図書館協会のホームページにあります。ここで言う図書館にはさまざまな種類の図書館がありますが、学校図書館は図書館の利用法を最初に学び、大学図書館、公共図書館と生涯にわたり図書館を利用し、図書館のよき理解者を育てることができます。学校図書館が図書館全体の発展に寄与できるよう、学校図書館部会が一層活発に活動されることを期待しています。



-
- ◆協会資料室所蔵の『学校図書館部会報』により、部会報記事一覧を作成しました。
 - ◆作成の過程で12号（1993 or 1994 発行）が欠号であることがわかりました。
 - ◆古い部会報ですが、どなたかお持ちではありませんか？
 - ◆もしお持ちの方がいらしたら、コピーでいいので送っていただけませんか？
 - ◆送付先は本紙巻頭の連絡先まで。よろしくお願いします。
-

『学校図書館部会報』記事一覧 第1号～第50号

2015.12.15 学校図書館部会・幹事会（作成）

No.	発行年	特 集	部会長	編集担当	編集担当勤務校 (事務局)
	月日			印刷発送	
1	1983. 1. 10.	・全国図書館大会に参加して ・「学校図書館ハンドブック」編集委員会からの報告ほか	大越朝子	菅田紀代子	
2	1984. 3. 24.	・全国図書館大会 ・各委員会からの報告 ほか	大越朝子	菅田紀代子	
3	1984. 12. 20.	・全国図書館大会（大阪大会）に参加して ・今、ハンドブックで検討していることほか	大越朝子	菅田紀代子	
4	1986. 1. 8.	・第16回夏季研究集会 ・各委員会からの報告 ほか	矢口洋子	菅田紀代子	(都立小山台高)
5	1986. 12. 10.	・IFLA 東京大会に参加して	矢口洋子	菅田紀代子	(都立小山台高)
6	1988. 2. 3.	・新米会員アタフタ運営顛末記 ・全国図書館大会 ほか	矢口洋子	泉美代子	(都立小山台高)
7	1988. 12. 10.	・私のみたオーストラリアの学校図書館 ・「自由の委員会」の委員になって ほか	矢口洋子	泉美代子	(都立小山台高)
8	1989. 12. 15.	・90年夏は神戸で会いましょう！ ・全国の学校図書館、特に小中学校図書館に司書を！ほか	大越朝子	泉美代子	(都立小平高)
9	1990. 12. 15.	・1991年度夏季研究集会神奈川へのおさそい ・あなたの御意見は？ ほか	大越朝子	泉美代子	(都立小平高)
10	1991. 11. 1.	・学校司書を続ける難しさ ・学校図書館と個人情報保護 ほか	大越朝子	泉美代子	(都立小平高)
11	1992. 12. 10.	・1993、夏は火の国へ ・学校図書館と個人情報保護 Part2 ほか	大越朝子	泉美代子	(都立小平高)
12					
13	1995. 2. 18.	・第25回夏季研究集会案内 文部省児童・生徒の読書に関する研究協力者会議要望書（部会名） ほか	鈴木紀代子	三島正江 吉原八千代	(都立北園高)
臨時 号	1995. 9. 1.	・東京大会「大会宣言」が常務理事会で承認されず、部会差し戻しになった件について	鈴木昌子		(都立羽田高)
14	1996. 5. 1.	・第26回夏季研究集会案内 ・学校図書館問題プロジェクトからの報告 ・臨時総会記録 ほか	鈴木昌子	三島正江	横浜山手女子中高 (都立羽田高)
15	1997 1. 10	・学校図書館問題プロジェクトチーム報告 ・学校図書館部会役員・係大募集 ほか	鈴木昌子	三島正江	横浜山手女子中高 (都立羽田高)

No.	発行年	特 集	部会長	編集担当	編集担当勤務校 (事務局)
	月 日			印刷発送	
16	1998. 3. 31.	・ 第 28 回夏季研究集会案内 ・ 学校図書館問題プロジェクトチーム報告 ・ 文部省「学校図書館の充実等に関する調査研究協力者会議」に参加して	鈴木昌子	三島正江	横浜山手女子中高 (都立羽田高)
17	1999. 3. 20.	・ 第 29 回夏季研究集会案内 ・ 文部省「学校図書館の充実等に関する調査研究協力者会議」98 年度委員会報告 ・ 学校図書館問題プロジェクトチーム報告 ほか	本間ますみ	三島正江	横浜山手女子中高 (都立葛西工業高)
18	2000. 3. 21.	・ 第 30 回夏季研究集会案内 ・ 司書教諭養成課程を担当して ・ 文部省のうごき	本間ますみ	三島正江	横浜山手女子中高 (都立葛西工業高)
19	2001. 3. 20.	・ 第 31 回夏季研究集会案内 ・ 静岡大会にあたって ほか	本間ますみ	三島正江	横浜山手女子中高 (都立葛西工業高)
20	2002. 3. 16.	・ 第 32 回夏季研究集会案内 ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律	本間ますみ	三島正江	横浜山手女子中高 (都立葛西工業高)
21	2003. 3. 20.	・ 第 33 回夏季研究集会案内 ・ 全国図書館大会群馬大会報告 ・ 教科書の中の学校図書館と情報教育 ほか	本間ますみ	三島正江	横浜山手女子中高
22	2004. 3. 20	・ 第 34 回夏季研究集会案内 ・ 司書教諭の仕事—司書教諭の職務内容 ・ 部会調査の集約からみる司書教諭発令状況の集約ほか	本間ますみ		横浜山手女子中高 (都立葛西工業高)
23	2005. 3. 12.	・ 第 35 回夏季研究集会案内 ・ 個人情報保護法施行に伴う学校図書館部会の取り組みについて ほか	本間ますみ	鈴木多恵	都立八潮高 (都立小岩高)
24	2006. 3. 18.	・ 第 36 回夏季研究集会案内 ・ 文字活字文化振興法・中央教育審議会などに対する取り組み ほか	本間ますみ	三島正江	(都立小岩高)
25	2007. 3. 17.	・ 全国図書館大会東京大会分科会案内 ・ 特集スローリーディングのすすめ・私の本の読み方	本間ますみ		(都立小岩高)
26	2007. 9. 10.	・ 全国図書館大会東京大会案内 ほか	高橋恵美子	中村崇	都立井草高 (神奈川県立上溝高)
27	2007. 12. 25.	・ 第 93 回全国図書館大会第 4 分科会報告号	高橋恵美子	笠川昭治 甫仮久美子 松本美智子	神奈川県立茅ヶ崎西浜高 神奈川県立大瀬高 神奈川県立住吉高 (神奈川県立上溝高)

No.	発行年	特 集	部会長	編集担当	編集担当勤務校 (事務局)
	月 日			印刷発送	
28	2008. 4. 5.	・ 総会案内 ・ 中国ブロック集会報告 ほか	高橋恵美子	鈴木啓子 谷嶋正彦	兵庫県立西宮今津高 大阪信愛女学院 (神奈川県立上溝高)
29	2008. 6. 15.	・ 部会総会報告 ・ 中央教育審議会教育振興基本計画特別部会へのJLAパブリックコメント(2007. 12. 11)報告 ・ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(案)【第二次】に関するの協会意見 ・ 中学校学習指導要領案についての協会意見 ・ 幹事からの問題提起投稿 ・ 夏季研案内 ほか	高橋恵美子	田沼澄子	埼玉県立坂戸西高 (神奈川県立上溝高)
30	2008. 11. 27.	・ 学校司書配置・新採を求める要請の提起 ・ 実践報告(甲南中・高:佐藤敬子氏) ・ 32期役員公募 ・ 各地の集会参加報告 ・ 全国図書館大会学校図書館分科会参加報告ほか	高橋恵美子	中村崇	都立井草高 (神奈川県立上溝高)
31	2009. 3. 31.	・ 総会案内 ・ 役員選出結果報告 ・ 関西ブロック集会報告 ほか	高橋恵美子	笠川昭治 甫仮久美子 松本美智子	神奈川県立茅ヶ崎西浜高 神奈川県立大清水高 神奈川県立住吉高 (神奈川県立上溝高)
32	2009. 6. 14.	・ 部会総会報告 ・ 夏季研案内 ほか	高橋恵美子	田沼澄子	埼玉県立坂戸西高 (神奈川県立上溝高)
33	2009. 12. 25.	・ JLAによる政党への質問と回答及び付属資料 ・ 東京都、大阪府教育委員会へのお願いの文書について ・ 週刊東洋経済への対応の報告 ・ 「なぜ学校司書の制度化が必要か」 ほか	高橋恵美子		神奈川／東京 (神奈川県立上溝高)
34	2010. 4. 14.	・ 総会案内 ・ 日本図書館協会九州地区図書館の集い報告 ・ 各地の研究会参加報告 ほか	高橋恵美子	田沼澄子	埼玉県立坂戸西高 (神奈川県立上溝高)
35	2010. 6. 19.	・ 部会総会報告 ・ 夏季研案内ほか	高橋恵美子	鈴木啓子 谷嶋正彦	兵庫県立西宮今津高 大阪信愛女学院 (神奈川県立上溝高)
36	2010. 11. 23.	・ 「学校図書館の現状」の資料 ・ 全国図書館大会奈良大会分科会参加感想 ・ 各地のイベント報告 ・ 33期役員公募 ほか	高橋恵美子	笠川昭治 甫仮久美子 松本美智子	神奈川県立湘南高 神奈川県立藤沢清流高 神奈川県立住吉高 (神奈川県立上溝高)

No.	発行年	特 集	部会長	編集担当	編集担当勤務校 (事務局)
	月 日			印刷発送	
37	2011. 4. 20.	・ 総会案内 ・ 全国図書館大会学校図書館分科会参加報告 ・ 学校図書館基礎講座開催報告 ・ 公立高校学校図書館職員実態調査予備調査 2010 報告 ・ 33 期役員公募結果報告 ほか	高橋恵美子	田沼澄子	埼玉県立坂戸西高
38	2011. 6. 5.	・ 総会報告 ・ 夏季研案内ほか	高橋恵美子		神奈川
39	2011. 12. 25.	・ 特集：学校図書館における図書館の自由 ・ 学校図書館の現状 2011 ・ 役員補充選出公募 ほか	高橋恵美子	山本恵美子	島根県立出雲商業高
40	2012. 3. 24.	・ 総会案内 ・ 東日本大震災関連投稿 ほか	高橋恵美子	田沼澄子	埼玉県立坂戸西高
41	2012. 6. 3.	・ 総会報告 ・ 図書館の自由について ・ 各地の状況 ・ 施設設備基準試案 ・ 夏季研案内 ほか	高橋恵美子	笠川昭治	神奈川県立湘南高 神奈川県立藤沢南高 神奈川県立百合丘高
				甫飯久美子 松本美智子	
42	2013. 3. 30.	・ 総会案内 ・ 学校司書法制化についての部会見解 ・ 学校司書法制化の現状と課題 ・ 各地の研究集会参加報告 ・ 34 期役員公募結果報告・同補充選出公募	高橋恵美子	鈴木啓子	兵庫県立西宮今津高 大阪信愛女学院
				谷嶋正彦	
43	2013. 6. 1.	・ 総会報告・学校図書館の現状 2013 ・ 修士論文「1950 年から 2000 年にかけての公立高校学校司書の図書館実践—教科との連携と「図書館の自由」の視点から—」を書いて ・ 夏季研案内ほか	高橋恵美子	中村崇 堀岡秀清	都立杉並工業高 都立足立東高
44	2013. 10. 21.	・ 非正規雇用問題特集	高橋恵美子	田沼澄子	埼玉県立川越総合高

No.	発行年	特 集	部会長	編集担当	編集担当勤務校 (事務局)
	月日			印刷発送	
45	2014. 3. 29.	・学図部会 ・図書館学教育部会合同研究集会報告 ・特集：本来望ましい職員制度・学図法、自分ならこう考える ・「学校図書館法の一部を改正する法律案（仮称）骨子案」に対する協会要望書 ・非正規雇用問題（続き） ・公立高校図書館職員実態調査 2013 結果報告及び分析 ・『はだしのゲン』閲覧制限問題関連記事 ・近畿ブロック集会報告 ほか	高橋恵美子	笠川昭治	神奈川県立湘南高 神奈川県立藤沢清流高校 神奈川県立百合丘高校
				甫仮久美子 松本美智子	
46	2014. 6. 6.	・学図法「改正」の動き ・公立高校図書館職員調査結果解説 ・総会報告 ・夏季研案内 ほか	高橋恵美子	中村崇	都立杉並工業高 都立忍岡高
				大口和枝	
47	2014. 12. 10.	・第 100 回全国図書館大会学校図書館分科会及び職員問題分科会報告 ・「学校図書館法改正について（見解と要望）」（JLA） ・学図部会と常任理事会記録 ・「学校図書館職員問題検討会」設置について ・学図法「改正」記事 ・35 期役員公募 ほか	高橋恵美子	山本恵美子	島根県立出雲養護学校
48	2015. 3. 24.	・総会案内 ・職員問題検討会報告 ・各地の状況報告 ・研究集会等参加報告 ・35 期役員公募結果報告 ・35 期役員補充選出の公募 ほか	高橋恵美子	田沼澄子	埼玉県立川越総合高
49	2015. 6. 14.	・総会報告 ・職員問題検討会経過報告と部会意見交換会報告 ・夏季研案内 ほか	高橋恵美子	笠川昭治	神奈川県立湘南高 神奈川県立百合丘高
				松本美智子	
50	2016. 1. 10.	・特集『学校図書館部会報』第 50 号の発刊に寄せて ・2015 全国図書館大会報告 ・文部科学省「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置 ・J L A「学校図書館職員問題検討会」の報告 ほか	高橋恵美子	山本恵美子	島根県立出雲養護学校



第 101 回全国図書館大会東京大会 報告

高橋恵美子・松本美智子



第 101 回全国図書館大会は 10 月 15～16 日、東京オリンピック記念青少年総合センターで開催された。16 日午後は図書館大会分科会と並行して 2016IASL 東京大会組織委員会によるキックオフイベント第二弾が同じ会場で開催された。

<全体会>

全体会は開会式、日本図書館協会建築賞表彰、情勢報告（理事長による）、シンポジウム「図書館とまちづくり一世代をつなぎ、次代を育て、地域をつくる」という構成だった。シンポジウムのパネリストは、木原忠氏（福岡県宇美町町長）、豊田高広氏（愛知県田原市教育委員会教育部長兼中央図書館長）、乙骨敏夫氏（埼玉県立熊谷図書館長）、パネリスト兼コーディネーターとして糸賀雅児氏（慶應義塾大学文学部教授）。当日乙骨氏が参加できなくなったとのことで、石原真理氏（神奈川県立図書館図書課長）が代理でパネリストとなった。

思いがけず学校図書館の話題が出てきたことで興味深いシンポジウムとなった。福岡県宇美町では調べ学習コンクールにとりくんでおり、その様子を示す映像資料が上映された。調べ学習にとりくむ小学校の様子や夏休みに町立図書館で小中学校の司書が「お助け先生」として働く様子が出てきた。この小中学校の司書は町の雇用で、非正規職員である。愛知県田原市においても学校図書館の充実にとりくんでいるとのことだった。

<第 4 分科会学校図書館 1>

図書館情報学教育部会と学校図書館部会共催による分科会、テーマは「これからの学校図書館専門職員に対する研修を考える」である。参加者は 110 名。

基調報告は坪田知広氏（文科省初等中等教育局児童生徒課長）、報告 1 が前田稔氏（東京学芸大学総合教育科学系准教授）、報告 2 富永香羊子氏・清水幸子氏（市川市教育委員会）、報告 3 吉植庄栄氏（東北大学附属図書館）、甫仮久美子氏（神奈川県立茅ヶ崎高校学校司書）である。

文科省坪田課長の基調報告は、分科会テーマの研修に関わる内容というより学校図書館に関する文科省施策の説明に終始していた。

報告のなかでは前田稔氏による東京学芸大学の幅広い取り組みの報告が印象に残る。東京学芸大学は学外者向けの講座として学校司書入門講座、学校司書応用講座を行っている。また学部学生向けの科目「学校図書館サービス特論」、教員免許科目の選択科目「学校図書館特論」と、司書教諭資格をとらない学生に対しても学校図書館を学べる科目が設けられている。学芸大学のとりくみの特色として附属学校の学校司書が学校司書講座の講師や大学の授業、学校図書館活用教育データベースの運営などに尽力している点、また文部科学省の特別経費によるデジ読評価プロジェクトの活動がある。デジ読評価プロジェクトの活動には、学校図書館げんきフォーラムの開催、リーフレットの発

行、学校司書・司書教諭のための連続講座などが含まれる。

報告2の市川市教育委員会の報告は、教育委員会による司書教諭・学校司書の研修について、報告3は大学図書館職員が担当した司書教諭養成科目「情報メディアの活用」「学校図書館メディアの構成」の報告だった。

報告4は、神奈川県学校図書館問題研究会神奈川支部が行った、学校図書館キホン講座の報告である。小中学校の学校司書を対象に高校の学校司書が講師となり、2010年より開催、すでに11回開催している。公的な研修ではなく、草の根的な講座ではあるが、直接何を悩んでいるかを聞くことを重視して開催しているとのことだった。（ここまで文責：高橋）

＜第5分科会学校図書館2＞

第5分科会は、学校図書館における図書館の自由をテーマに、学校図書館部会と図書館の自由委員会の共催で開催された。参加者は62名。

基調講演「学校図書館と図書館の自由」は渡邊重夫氏（北海学園大学非常勤講師）による。

『はだしのゲン』提供制限問題について丁寧な経緯が説明された。渡邊氏は、学校図書館資料の収集・提供の権限は、教育委員会ではなく学校にある。それを機能させるためには、担当職員の専門性を担保すること、各学校で総意のもとに収集方針を作成することが大切と説いた。最後に、公職選挙法の改正と教育委員会改革が学校図書館に影響を与える可能性があることを示唆された。

報告1「学校図書館と図書館の自由の関わりを振り返る」高橋恵美子氏（JLA学校図書館部会部会長）。1979年の改訂で、学校図書館も「図書館の自由に関する宣言」が該当する図書館であることが明記された。この報告では、1980年以降の事例・実践（愛知県の禁書問題、貸出

方式の変更等）を振り返り、今は検閲する人が主に学校図書館担当者であることが語られた。

また、この問題の解決には、雇用問題の解決、専任・専門・正規の学校司書を実現することが不可欠と説いた。

報告2「図書館資料への意見に直面して一校内での合意形成から学んだこと」宮崎健太郎氏（埼玉県立新座高等学校学校司書）。職員からある図書館資料の提供について意見が寄せられた。これに対し、校務分掌で丁寧に検討し、職員会議で見解を示し、意見交換の中から、職員の合意形成を作ることができた。学校図書館の運営方針と選書方針を示していたこと、学校司書が正規職員であり、校内で専門職として理解されていたことの意味は大きいとの報告があった。

研究討議では、選書の問題、ヘイト本・『絶歌』についての事例報告と、公共図書館等から各地の状況が報告された。「図書館の自由」は「人」の問題と深くかかわっていることを再確認した集会となった。（文責：松本）

なお、第5分科会と同時開催となった2016IASL 東京大会組織委員会によるキックオフイベント第二弾は、講演「アメリカの学校図書館」（獨協大学教授井上靖代氏）「フランスの学校図書館」（国学院大学須永和之氏）特別講演「IASLと日本の学校図書館界」（IASL特別会員長倉美恵子氏）の内容だった。参加者は主催者発表65名（2016IASL Tokyoのサイトによる）、JLA常任理事会（10月30日）の報告では約40名とのことである。（文責：高橋）

文部科学省、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置

部会幹事会

文部科学省は、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、8月26日に第一回の会合を開催した。

公表された関係資料によれば、この会議の「趣旨」は、「学校図書館の運営に係る基本的な視点や、学校司書資格・養成等の在り方に関して、関係者が共有するための一定の指針を得るため、学校図書館の整備充実に関する調査研究を行うこと」となっており、「検討事項」として、「(1) 学校図書館の運営に係る基本的な視点について (2) 学校司書資格・養成等の在り方について (3) 学校司書の職務のより一層の充実のための方策について (4) その他」となっている。

第一回会合で配布された事務局(文科省)作成の「資料3. 考えられる主な論点」には、以下の六つの論点が挙げられている。

◎資料3. 考えられる主な論点について (案)

1. 図書館資料について

○学校図書館資料の充実の方向性。特に、現在の「学校図書館図書標準」においては、蔵書数の定めはあるが、それ以外の定めはないことについて。

○電子書籍の扱いについて。

○新聞の有効活用について。

2. 学校図書館の運営を支える人材について

○司書教諭の役割について。

○平成26年報告書等で示された学校司書の役割と、学校司書の資格養成やその在り方について。

○学校図書館ボランティアの有用性について。

3. 学校図書館の機能を有効に発揮するための施設整備面での工夫について

4. 民間のノウハウの活用について

5. 各学校の図書館運営を支える教委委員会等による支援について

○公立図書館による研修支援や学校図書館のネットワークについて。

6. 学校図書館の運営の評価について

○成果指標 (KPI) の設定について。

また、この会議の委員は以下のとおり。

稲垣 達也：江戸川区教育委員会事務局指導室長

植松 貞夫：跡見学園女子大学文学部教授

加藤 容子：岡山県津山市立北陵中学校学校司書

小瀬村良美：神奈川県平塚市立南原小学校司書教諭

小西 哲也：兵庫教育大学教授

小林 功：埼玉県立大宮中央高等学校司書教諭

佐藤 淳：島根県教育庁教育指導課心の教育推進グループリーダー

實吉 幹夫：学校法人東京女子学園理事長・東京女子学園中学高等学校校長

品川 裕香：教育ジャーナリスト・編集者

高橋 聡：カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社カンパニー長

武島 敦子：清須市学校支援地域本部地域コーディネーター

平久江祐司：筑波大学図書館情報メディア系教授

堀川照代(座長)：青山学院女子短期大学教授

堀部 尚久：神奈川県横浜市立並木中央小学校校長

三浦 太郎：明治大学文学部専任准教授

米澤久美子：東京都立府中東高等学校(課長代理) 司書

担当課は、初等中等教育局児童生徒課である。

「実施期間」は「平成29年3月31日まで」となっている。

昨年、学校図書館法が「改正」された際、学校司書の資格や養成の検討が課題とされており（改正法付則2項）、このことについて文科省が何らかの会議を設置することは予想されていたが、事務局が示した「主な論点」は非常に多岐にわたるものとなっている。前回の会議（学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議）と比較して、学校司書の委員は大幅に減少している。また、委員

に武雄市や海老名市の図書館受託で問題が指摘されている CCC 社経営幹部が含まれ、論点に「民間のノウハウの活用」も挙げられている。

会議は原則として公開され、傍聴も可能とのことである。この記事で紹介した情報は、すべて文部科学省のインターネットサイトで閲覧可能であり、第一回会合の詳細な議事録も閲覧できる。

2015年度 第44回『夏季研究集会報告集』

発送・販売のお知らせ

○2015年度第44回『夏季研究集会報告集』は年末に完成しました。

今回のテーマは「学校図書館が図書館である意味を考える―日常の活動から―」です。

講演、報告などあますところなく収録し、詳細な内容が分かる内容となっています。

○参加された方には、年末に発送しました。

不着が疑われる方は、下記受付窓口までお問い合わせ下さい。

○報告集は販売もいたします。通販でお求めになれます。

1冊1,000円（送料込み）です。ご希望の方は、下記までお問い合わせ下さい。

（販売の受付窓口）

・電子メールの場合： gakutobukai@jla.or.jp 宛

・郵送・電話：214-0036 神奈川県川崎市多摩区南生田4-2-1

神奈川県立百合丘高等学校図書館 松本美智子 宛

電話044-977-4793（図書館直通）



※主な内容

・講演「学校図書館と『図書館の自由』の親和性」

（沖縄国際大学総合文化学部日本文化学科教授 山口 真也 氏）

・報告「学校の中に『図書館』があることの意味を問い続けて」

（箕面市立第一中学校 学校司書 矢田 純子 氏）

・報告「自立した学び手のための学校図書館」

（筑波大学附属駒場中・高等学校教員（国語科）司書教諭 澤田 英輔 氏・

筑波大学附属駒場中・高等学校 学校司書 加藤 志保 氏）

・報告「学校図書館職員問題検討会報告」

（学校図書館職員問題検討会委員・副部会長 中村 崇 氏）

・研究討議

JLA「学校図書館職員問題検討会」の報告

中村 崇（学校図書館職員問題検討会委員・副部会長）

現在、JLAでは、「学校図書館職員問題検討会」が設置され、この問題について様々な検討が行われております。この会議の内容を報告いたします。

発足までの経緯は、部会報47号に記し、夏季研究集会でも報告しました。その後の経過については、部会報48号、49号で簡単な報告を掲載し、部会総会当日午前中にも報告と意見交換の会を行いました。夏季研究集会では、今年前半までに各委員から出された意見を並列して紹介し、およその構成内容を紹介しました。本稿では、夏季研究集会以後の検討会での議論（各委員からの意見をとりまとめつつある）を反映した報告となります。

以下は、本稿執筆時点(11月1日現在)での、この検討会での議論の概要です。

議論が進んでいて内容もほぼ固まっている部分もあれば、今後つめていく部分もあります。また、各パートに重複している部分を整理するなど、構成や内容は今後なお検討される予定です。

なお、以下の報告は、かなり膨大な議論の経過を、紙面の都合上ごく簡単に筆者が要約したものです。省略されている部分も多々あることはお許し下さい。より詳しいことをご知りになりたい方は、筆者宛に直接ご連絡下さい。できる限り情報提供いたします。

(1) 報告書の構成案

現在検討中の構成案は以下のようなものです。

I. はじめに

- ・99年プロジェクト報告
(学校図書館像、専門職員の職務や資格は論じられていない)
- ・学校図書館職員問題の背景
(学校図書館法改正、協力者会議報告等)

- ・本検討会の設置の経緯

II. 学校図書館像

- ・学校図書館の使命、目的
- ・学校図書館の役割と利用者像
- ・読むに対して学校図書館が行うこと
- ・学びに対して学校図書館が行うこと
- ・協働・交流・居場所に対して学校図書館が行うこと

III. 学校司書の現状と課題

- ・「学校司書」の歴史的経緯
- ・学校司書の現状
- ・学校司書の役割・資質能力

IV. 職員等の協働関係

- ・現状の役割分担と問題点
- ・学校司書と司書教諭の協働
- ・教職員との協働
- ・他機関との協働

V. 学校司書の資格・養成・研修

- ・資格・養成・研修のあり方

VI. 望ましい学校図書館職員制度のあり方

- ・望ましい職員制度やその要件

II～Vまでは、現行学校図書館法の下での当面の対応をについて記述し、VIでは現行法の問題や本来望ましいあり方について記述する予定です。

以下、上記の項目ごとに、概要を紹介いたします。

(2) 学校図書館像について

学校図書館の使命・目的については、学ぶ権利と知る権利を支える使命があること、情報の使い方を教え図書館活用能力を育て生涯学習者の育成に期すること、豊かな読書体験を通して感性を育むことと等でまとまりつつあります。

「読む」については、豊かで多様な本と出

会う仕掛けや働きの重要性が指摘されています。

「学び」に対しては、多様な資料情報の提供による知的好奇心の育成や、自ら探究・創造する学びの場の提供、情報資料の活用方法の習得などが指摘されています。

安心できる居場所や自由に活動できる広場でもあることの重要性も指摘されています。

(3) 学校司書の現状と課題について

「学校司書」の歴史的経緯や現状を述べるほか、学校司書の役割・資質能力として、図書館情報学を学んだ図書館員としての能力や、知的好奇心を触発し資料・情報と利用者を結びつける能力・技術、メディア・情報リテラシーを育むための知識・能力、学校教育全般についての知識・理解、子どもたち一人ひとりに寄り添い信頼関係を築ける資質やコミュニケーションスキル、などが挙げられています。

(4) 職員等との協働関係について

現状や問題点として、学校司書の配置状況が多様であり、協働関係について一概にこうあるべきとは示せないこと、役割分担について学校司書の活動範囲を狭める結果にならないようすべきこと、学校司書と司書教諭との

協働を考える場合には相互の専門性の尊重が重要であること、学校司書の多くは非正規雇用で立場が弱い上学校組織の中での位置づけが不十分で活動に困難を生じている問題があること、司書教諭は教員の充て職であり図書館の専門職ではないという問題があること、などが指摘されています。

学校司書と司書教諭の協働については、図書館員としての専門性と教師としての専門性を相互に生かし、日常的な図書館活動全般については学校司書が中心となってあたり、授業での活用については司書教諭が中心になるなどが考えられる、という議論があります。

この他、分掌・授業支援・学校行事・個別の生徒対応等の各面にわたり、他の教員との協働も重要であることや、公共図書館・支援センターなどの他機関（他機関の職員）との協働の必要性も指摘されています。

(5) 学校司書の資格・養成・研修について

資格のあり方としては、司書資格をベースにしながらか学校司書の専門性を含めたものとすべきという点では一致しています。具体的な科目や養成については今後の検討課題です。

研修の重要性についても言及する予定です。

(6) 望ましい学校図書館職員制度のあり

『学校図書館関係資料集2』発行のお知らせ

○『学校図書館関係資料集2』

編集・発行 公益社団法人日本図書館協会 2015年7月 定価1,200円（税別）

○前回の『学校図書館関係資料集』は2009年7月の発行でした。

発行時期の関係で入らなかった「これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）」（2009年9月 子どもの読書サポーターズ会議）をはじめとして、昨年の学校図書館法「改正」に関わるさまざまな文献、文科省の「学校図書館の現状に関する調査」等の文書が網羅されています。前回発行の資料集と比べて、42pの増ページとなっています。

○日本図書館協会の販売物です。

公益社団法人日本図書館協会 〒東京都中央区新川1-11-14

TEL03-3523-0811（代表） FAX03-3523-0841 <http://jla.or.jp>



方について

『学校図書館専門職員の整備・充実に向け
て』（1999年3月29日 JLA 学校図書館問
題プロジェクト・チーム）を踏まえ、本来は
単一の学校図書館専門職員を、新たな教育専
門職員として全校に配置するような制度が望
ましいことを示すべきという案がありますが、
委員の中から異論も出ており、さらに検討の
予定です。また、専門、専任、正規、授業や
担任を専門とする教員とは別の教育専門職、
であることが必要という議論があります。

（7）今後の予定

来年3月までの任期内に、報告を取りまと
めることができるよう取り組む予定です。

このような報告を作成する場合、中間まと
めを一般に公表して広く意見を求めるような
手順が望ましいわけですが、この検討会の実
質的な活動期間は1年4ヶ月しかなく、現在

までの進行状況では、スケジュール的この手
続きを入れることができそうにありません。
この点は大変申し訳なく思っておりますが、
夏季研究集会やこの部会報で状況をお知らせ
しつつ、部会員の皆様からのご意見をお寄せ
頂き、それをできるだけこの会議に反映した
いと考えております。本稿は執筆者個人の文
責で記したのですが、学校現場から出ている
他の委員の方もそう思って取り組んでおり
ます。ご意見ご要望お問い合わせなどありま
したら、本紙巻頭の連絡先又は本稿執筆者宛
にお寄せ下さいますようお願いいたします。

（執筆者連絡先）

167-0023 東京都杉並区上井草 4-13-31
東京都立杉並工業高等学校図書館
電話 03-3394-2471

関西から出席する委員の旅費のためのカンパにお礼申し上げます。

引き続きカンパをお願いします

職員問題検討支援有志の会（会計責任者 中村崇）

JLAの「学校図書館職員問題検討会」に関西から出席する委員への旅費支援のため、部会報47・48・49号で標記のお願いしたところ、現在までに約40名の方から50万円を超えるカンパをお寄せ頂いております。この場をお借りして改めて心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

以前にも記しましたとおり、協会財政上の事情により、委員の旅費の保障がありません。遠隔地からご出席下さっている委員が、仮に1年間毎回出席された場合の旅費の総額は、4名分合計で150万円を超えることになります。この間、毎回多くの委員が参加されていて、自己負担も相当な額に上っています。今後
もなお、皆様からのご支援が必要です。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

◎カンパ振込先

郵便振替口座番号：00130-4-486364

加入者名：職員問題検討支援の有志の会

1口1000円・何口でも（もちろん、1000円以下でも構いません）

※上記口座への入金はずべて当会へのカンパとみなします。

※お手数おかけして申し訳ありませんが、振込用紙は郵便局備え付けのもの等をご使用下さい。

恐縮ですが、振込手数料は各自ご負担下さい。

※カンパにご協力頂いた皆様のうち郵送先が分かる方には、「検討会」の任期終了後に、何らかの
形でお礼と収支報告をしたいと考えています。



部会規程改正案について（幹事会から報告）

協会の公益社団法人化にともなう学校図書館部会規程の改正案が、去る5月30日の部会総会において可決されたことは、部会報前号（49号）でお知らせしたところです。

協会の「部会通則規程」では、部会規程の改正は、「部会総会の提案を理事会が議決することにより、部会規程を定めることができる」とされています（同規程第9条）。

部会からは、直ちに協会理事長宛に改正案可決を報告し理事会への提案を行いました。その後の理事会（6月18日）では議題とされることなく、7月7日の「常任理事会」（正副理事長・常任理事で構成。各部会長が「陪席」。その他の理事は含まない）で議題として取り扱われ、部会長からこれを報告しました。

この席上で、出席の常任理事の中から、改正案の一部「第7条（部会役員選出方針および再任） 部会役員の選出にあたっては、実効ある部会活動が確保されることを基本とし、あわせて個人会員と施設会員の協力提携をはかるものとする。 2 前項の目的を達するため、役員の再任に制限は設けない。」の部分について、「部会通則規程」（11条2項）には「部会長及び役員は、2回まで再任されることができる。ただし、相当の理由ある場合は、この限りではない」とあるので、これに合わせるべきとの意見があり、部会に持ち帰って再度検討するよう要請される結果となりました。

この常任理事会の決定を受けて、幹事の中から、部会規程改正案は理事会で協議検討されるべきものと定められているのに、なぜ常任理事会で持ち帰りとなるのか、との疑問が出され、

7月31日の常任理事会で部会長からこの点について質問したところ「常任理事会での部会規程の検討は理事会の決議のための原案検討という意味と理解してよろしいか」との発言があり、理事長からそのとおりである旨発言がありました。9月25日の理事会では、出席した理事から、学校図書館部会規程が議題にないのはなぜか、との質問が出され、理事長から、常任理事会で意見があったので部会に持ち帰って再度検討するようお願いしてその答えを待っているところである旨回答がありました。

また、この間のやりとりの中で、理事の一人からは、文言について文章形式上の修正の指摘（句読点の位置の修正やひらがなと漢字の使い分けなど）も頂いています。

このような経過で、部会規程改正案は理事会での議決に至っていません。幹事会で対応を議論しているところですが、幹事会では、部会通則規程通りに再任制限することは、部会活動に著しい支障がでるという意見で概ね一致しており、部会活動の確保との関係からどのように対応すべきかを検討しています。今後の状況や幹事会の対応は、次号部会報や次回総会等で改めて報告いたします。なお部会規定改正がすでに終わっている部会は、公共図書館部会、短大・高専部会、大学図書館部会、まだのところは専門図書館部会、図書館情報学教育部会と学校図書館部会になります。専門図書館部会は6月18日の部会総会で部会規程改正案を決めています。その後の常任理事会、理事会で議題としても出ていない状況です。

お詫びと訂正

部会報49号12ページ「学校図書館職員問題検討会経過報告と意見交換会（報告：高橋恵美子）」の文中において、「参加者5」発言内容中、生徒引率について「臨任の場合は行くことができない」とありますが、この部分は誤りであり、お詫びし、削除して訂正いたします。

部会からのお知らせ

◎学図部会メーリングリストへのご参加のお誘い

■学校図書館部会では部会運営を部会員の皆様に開かれたものとし、また、皆様からの意見を部会運営に生かすために、メーリングリストを開設しております。部会員であればどなたでもご参加頂けます。運営の様子がわかります。参加ご希望の方は、本紙巻頭の部会連絡先または部会アドレス(gakutobukai@jla.or.jp)宛にご連絡下さい。

■参加にあたっては、(1) 氏名(本名) (2) 日本図書館協会の会員番号(図書館雑誌の宛名ラベルに記載されています) (3) 所属(ない方は不要) (4) メールアドレスをお知らせ下さい。

※メーリングリストへの参加は部会員に限らせていただいております。協会を退会された方や部会を移動された方など、部会員でなくなった場合には、ご連絡下さい。部会員でないことが確認された場合、配信を終了させていただきます。

◎異動・変更等について

■人事異動、転居、改姓等された方は協会事務局へご一報下さい。ただし、メーリングリストに登録したメールアドレスの変更は、部会代表アドレス宛にお知らせ下さい。メーリングリスト参加者が協会を退会や所属部会を変更された場合も、協会事務局に加えて、部会にもお知らせ下さい。

◎各地の情報・各地の実践をお寄せ下さい

■部会報に載せたい実践の情報や学校司書の配置情報、各種研究会の参加記など、皆様からの情報をお寄せ下さい。その際は部会連絡先または各幹事まで、ご連絡下さい。ご相談もお受けいたします。

◎研究会・集会・イベント等の開催情報を掲載します

■各団体等が開催する図書館関係の研究会・集会等の開催情報を掲載いたします。開催日時やテーマ等要点をまとめて掲載いたします。掲載ご希望等お問い合わせは、部会連絡先にご連絡下さい。なお、次号の発行は2016年3月下旬か4月上旬頃を予定しています。次々号は2016年6月上旬頃発行予定です。

◎ホームページをご覧下さい

■学校図書館部会ではホームページを開設しています。日本図書館協会のホームページから開くことができます。最近の部会報や幹事会の記録などはここに掲載しています。どうぞご参照下さい。

<http://www.jla.or.jp/school/index.html> をご覧下さい。

◎幹事会はどなたでもご参加いただけます 皆様からのご意見・ご提案をお待ちしています

■学校図書館部会は役員が幹事会を開いて様々なことを話し合い、運営しています。幹事会には、学校図書館部会員であればどなたでもご参加頂けます。開催日時・場所等は部会連絡先にお問い合わせ下さい。また、遠方の会員の方など、会議への直接の参加が難しい方は、ご意見・ご要望などをお寄せ下さい。部会報への投稿もお待ちしています。役員一同、部会員の意見を反映した部会運営に努めたいと思っています。よろしくお願いいたします。

◎部会連絡先・部会代表アドレス

〒252-0318 神奈川県相模原市南区上鶴間本町6-7-3-303 高橋恵美子 宛

Tel 042-743-1449 (ファクシミリ共)

E-Mail : gakutobukai@jla.or.jp



皆様、新年おめでとうございます。

昨年中はご支援・ご協力ありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願い致します。(幹事一同)

